

新システムにおける公的契約と 市町村による関与について(案)

(中間とりまとめを踏まえ、事務局で作成した
現時点におけるイメージ案であり、今後、
更なる法制的な検討が必要である。)

平成23年11月24日

第16回 基本制度ワーキングチーム資料

1. 基本的な考え方

現行制度での整理

児童福祉法第24条では、保育の実施主体が市町村であり、保育に欠ける児童に対して保育を実施する義務が市町村に課せられている。

また、現行制度では、保護者と市町村の関係は利用契約関係に立つものと解されており、契約による権利の設定・内容が、児童福祉法により規定される「公法上の契約」と言える形となっている。

したがって、現行制度においても、保育の利用は保護者と市町村の間の契約によるものであるが、この契約は、市町村が保育の実施者であること、契約内容が公法上規定され行政の強い関与があるという特徴がある。

新システムにおける「公的契約」の形

新システムでは、保護者と事業者の間の契約により、保育を利用することになる。

しかしながら、子どもは自らの思慮判断によって自己の利益と幸福を守ることができないことから、単に保護者と事業者の直接契約に委ねるのではなく、現行制度と同様、子どもが確実に学校教育・保育を受けられることができるよう、契約に対して行政の強い関与が必要と考えられる。

このため、契約に関し、事前の関与(契約内容、手続きの法定など)、契約締結時の関与(応諾義務の法定、利用調整など)、事後的な関与(指導・監督、撤退時の利用確保など)を行うこととしてはどうか。

行政による保護者と事業者の契約への関与(イメージ)

事前の行政の関与

保育認定による給付水準の保障、給付メニューの法定化

客観的な基準に基づく事業者指定による質の担保

保育費用の公定価格化、利用者負担の支払い義務

利用者負担の設定に対する市町村の関与、利用者負担支払い義務の法定

契約内容・手続の法定化(公的保育契約)

契約手続・契約約款の検討 **2. 参照**

契約締結時における行政の関与

応諾義務の法定

優先利用などの利用調整

特別な支援が必要な子どもや待機児童発生時のあっせん・調整 **3. 参照**

虐待など契約になじまない事例について児童福祉法による措置による利用

こども園等についての情報提供

事後の行政の関与

指定事業者に対する都道府県等の指導・監督 **4. 参照**

事業休廃止時の事前の届出等

撤退時の利用確保のための市町村等による調整

利用者負担の強制徴収 **5. 参照**

利用者に対する切れ目のない支援のため、別途、市町村、都道府県が多様な主体と連携して実施する利用支援も **6. 参照**

利用者負担: 公定価格の下で行政が定める費用徴収基準額。
の強制徴収の対象となる範囲については要検討。

2. 行政の契約内容への関与について(事前の関与)

現行法制での民間契約への関与の形態

現行法における行政による契約への関与としては、
契約の手續・効力の特例を定める手續面への関与
契約の内容を規制する内容面への関与

の方法があり、特に公益的な事業に係る契約については、手續面のみならず、内容面についても規制が行われている。契約内容に関与する主な方法としては、契約約款による規制を挙げることができる。

(現行法における契約約款による契約内容の規制の例)

国が契約約款の記載すべき事項、適合すべき基準を示し、これらを満たした契約約款についてののみ認可や事業許可をする方式

国が標準契約約款を定め、それと同一の内容の契約約款については、認可を受けたものとみなす方式

事業許可の申請書に契約約款を添付させ、契約約款の内容も事業許可の審査の対象とする方式

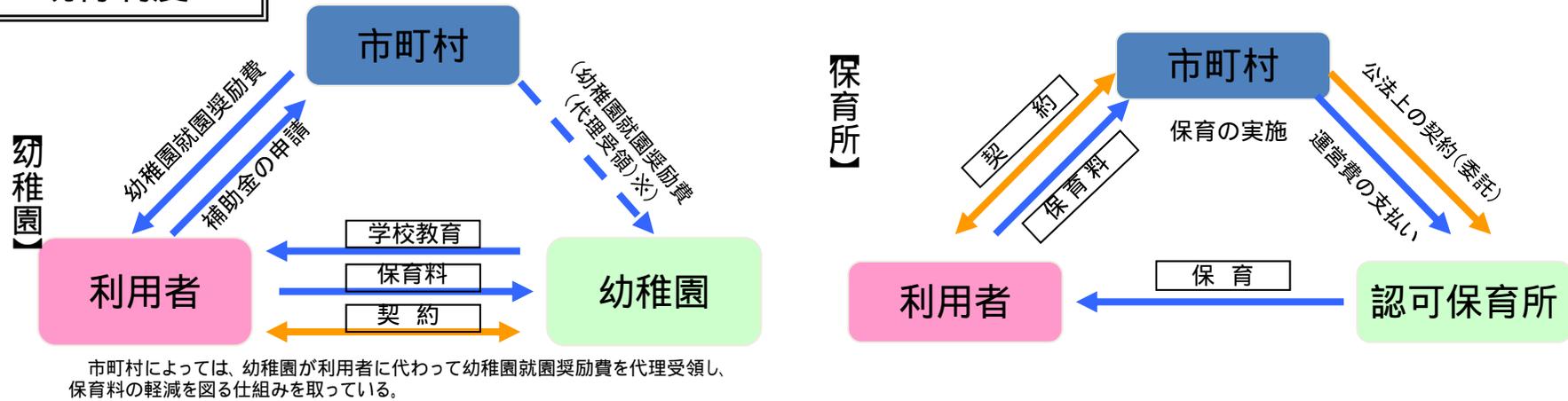
標準契約約款を使用する事業者を登録し、適合マークを表示させる方式

契約約款の模範例を示す方式

こうした例を踏まえつつ、乳幼児が確実に適切な保育を受けることができるよう、新システムにおける公的契約については、契約約款などにより契約の内容に対して行政的に関与する仕組みを検討してはどうか。

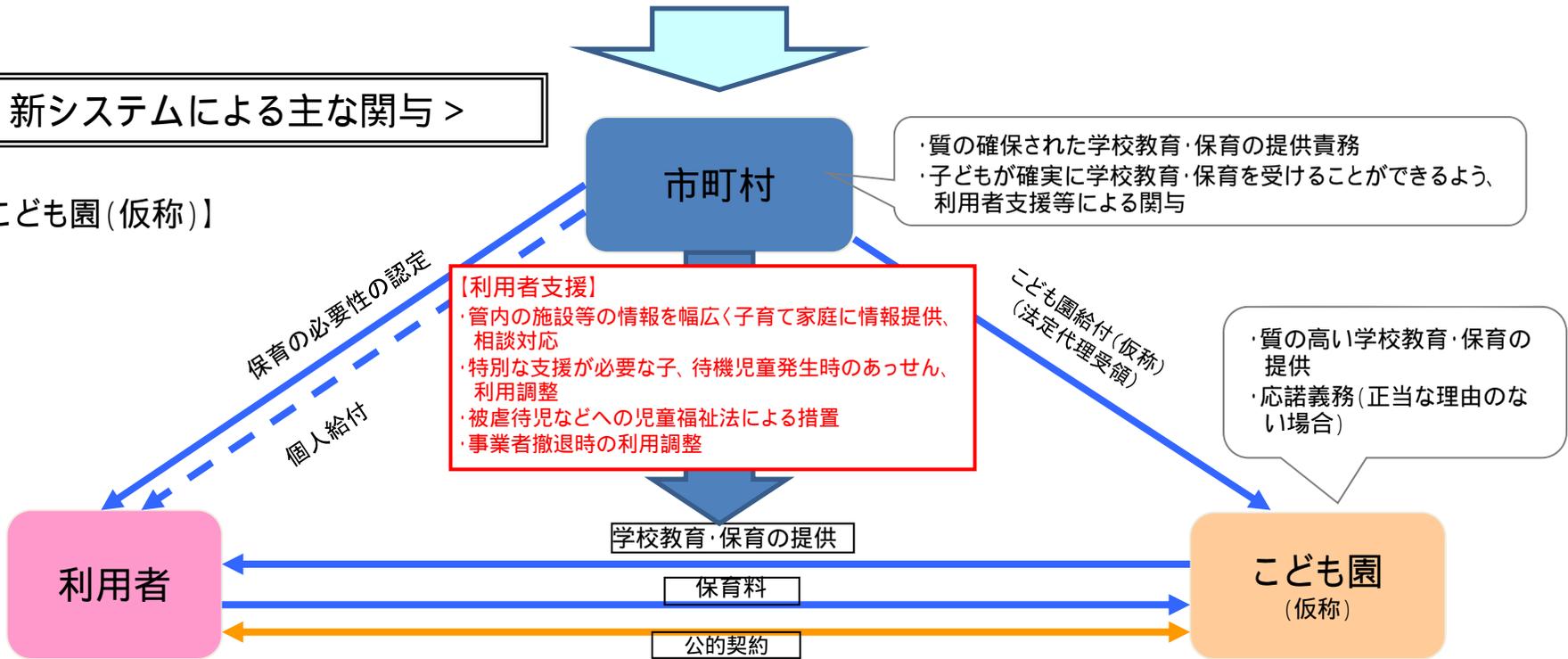
3. 新システムにおける市町村等の関与について(イメージ)

< 現行制度 >



< 新システムによる主な関与 >

【こども園(仮称)】



保育の必要性の認定について(中間とりまとめより)

利用者から市町村に対して認定申請

市町村

保育の必要性の認定

例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定。
現行の保育制度において各市町村が行っているようなポイント制によることを想定
保育の必要性の認定基準については、以下の通り。

A 事由

a 就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労
一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b 就労以外の事由

- ・保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等
現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討する。
- ・その他これらに類するものとして市町村が定める事由

B 区分

- ・月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度(「長時間利用」及び「短時間利用」))を設定

C 優先利用

- ・ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

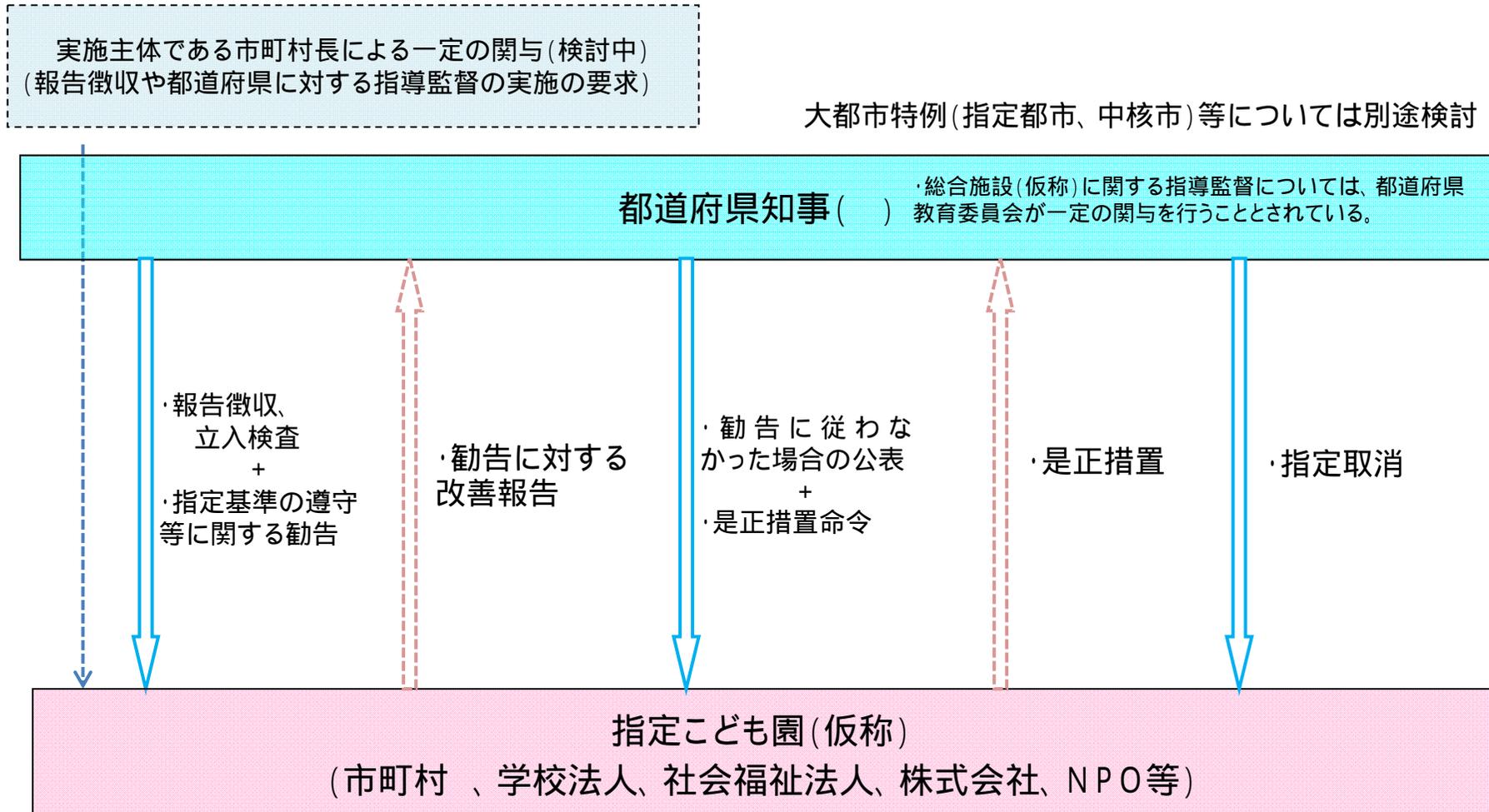
利用者負担の決定

保育の必要性の認定と併せて、利用者負担(利用者負担については、別途議論)を決定

利用者に対して認定証の交付(上記の「事由」「区分」「優先利用」「利用者負担」を記載)

4. 指定事業者に対する都道府県等の指導・監督(イメージ)

質の確保された給付を保障するために、指定事業者に対しては指定基準に従い事業を実施することを求めることとしており、その担保のための指導監督については、介護保険制度、障害者自立支援制度等の指定制を実施している制度を参考にしつつ、新システム法において規定する。



市町村に対しては、指導監督以外に技術的助言、勧告等も行い得る。

5. 利用者負担の強制徴収について

現行の保育料の法的性格の変化と対応

現行制度においては、保育契約は市町村と保護者の契約であり、保育料は市町村の持つ公債権である。このため、保育料を確実に徴収することができるよう、保育料の未納が発生した場合は、市町村による強制徴収を行うことができる旨、法定されている。

新システムにおいては、保育契約が保護者と事業者の契約となるため、法的な性格は変化する。しかしながら、新システムにおける指定事業者は法に基づいて行政による指定を受け、法により応諾義務を課されているのであり、利用者負担(保育料)が確実に支払われることが法的に担保されることが必要であること自体はまったく変わらない。

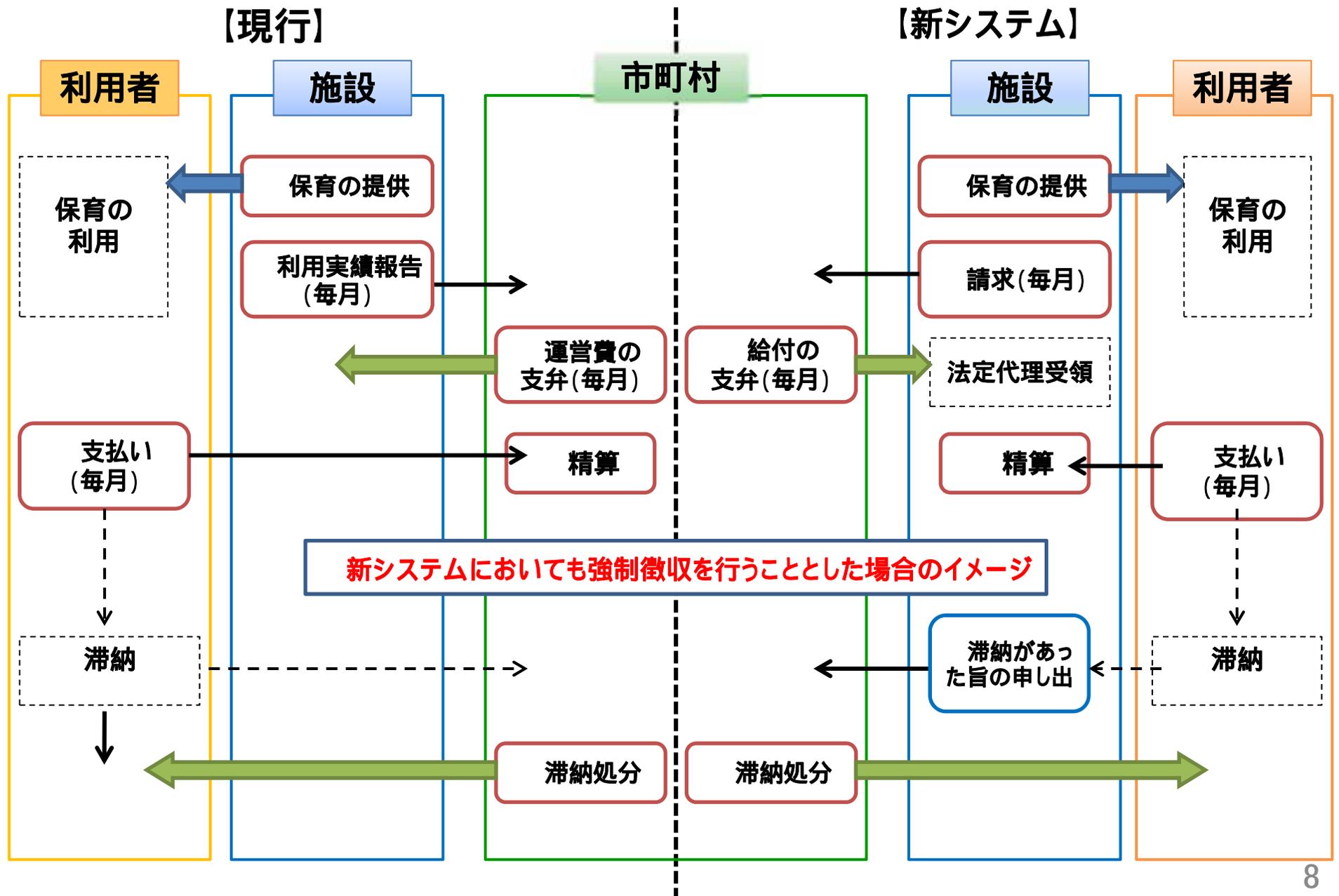
保育は、介護保険などとは異なり、実際に施設において給付・事業を受けるのは、自ら意思表示・選択することができない児童である、という特性を有する。

また、新システムにおいて市町村による強制徴収が行えない仕組みとした場合は、公立保育所では引き続き市町村の公債権であるにも関わらず、滞納処分を行うことができなくなる。

このことから、新システムにおいても、何らかの形で利用者負担の支払いに対し行政が介入し、確実な支払いを担保する仕組みを設けることができないか。

強制徴収の対象となる範囲については要検討。

新システムにおける利用者負担の徴収について(イメージ)



6. 利用支援のイメージ

